

(様式1)

第8期第8回 全体会記録

		記録(書記)	黒川・吉田
部 会 名	全体会	回 数	8
日 時	令和5年9月20日(水)	13時33分	～ 14時55分
会 場	中野区役所9階 第11・12会議室		
参 加 者	出席：中村、市野、上西、宮澤、大倉、松井、鈴木(久)、高橋、池田、山下、村上、関口、松田、眞山、鶴丸 欠席：秋元、大村、大坂、小川(眞)、長橋、鈴木(祐)、小川(光)、鈴木(裕)、高田 事務局：辻本、大場、西川、金井、樟山 傍聴：1名		
配 付 資 料	(資料 1) 障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について (資料 2) 相談支援機関会議記録 (資料 3) 個別ケア会議記録 (資料 4) 相談支援部会議事録 (資料 5) 地域生活支援部会議事録 (資料 6) 就労支援部会議事録 (資料 7) 施設系事業者連絡会議事録 (その他) ・中野区手をつなぐ親の会 「障害のある子と親亡きあと」 ・中野区重症心身障害児(者)を守る会、社会福祉法人中野区社会福祉協議会 「障害のある方のための成年後見制度」～重症心身障害児者を中心に～ ・中野区障害者地域自立生活支援センター つむぎ 「高次脳機能障害の基礎理解と家族支援」		
内 容			
【区からの報告事項】 (西川係長) 前回相談支援部会の副会長として挨拶いただいた障害者福祉会館の高田委員が今回から正式な全体会の委員に就任された。本日は都合により欠席されている。代わりに相談支援部会の副会長の大川委員が出席している。また、地域生活支援センターせせらぎに精神保健福祉士実習に入っている学生が傍聴人として参加している。なお、本日全体会閉会後に合同セミナーのテーマ決めを行う。			
【第8回協議会】			
(中村会長あいさつ) 来年度の障害保健福祉部予算概算要求の概要が出された。全体の予算額が対前年度+1,015億円(5%増)の2兆1,171億円、障害福祉サービス関係費が対前年度+754億円(5%増)の1兆5,833億円となり増額が示された。 他にも来年度以降の障害者関連施策について慌ただしくなってきた。障害者雇用率は現在2.3%だが、2024年4月から2.5%、2026年7月からは2.7%と段階的に引き上げが予定されている。より一層の企業努力が求められる一方、就労移行支援事業は苦勞している実態があり、移行実績に拍車がかかると受け止めている。 障害者総合支援法に基づく報酬改定の見直しについては49団体のヒアリングが終了し、具体化しつつある。かなり細かく改定される一方で、より実績評価が強化されますます複雑になる。例えば			

(様式1)

ループホームの役割として居宅支援を挙げているが、1人暮らしのニーズも対応できるようにと、1人暮らしを希望する人の支援、退去後の1人暮らしの定着のための相談支援等が含まれることを障害者総合支援法に明確化するとしている。

就労アセスメントの手法を活用した、就労選択支援事業が創設される。障害者総合支援法と障害者雇用促進法の両面で就労支援について充実を図ろうとしている。

障害者権利条約、地域共生社会の実現、あるいはインクルーシブな社会作りを意識して作られているが、現実にある課題の解決や最も重要な国民の意識改革にどのように取り組むのか等を含めて注目していきたい。

中野区の次期障害福祉計画、障害児福祉計画も同様に、自立支援協議会は具体的課題を共有して改善提案する、あるいは課題提供するという重要な役割がある。

(1) 報告・提案事項

①中野区健康福祉審議会障害部会への意見書の提出について

(辻本課長)

前回の障害福祉計画・障害児福祉計画について、6名の委員の方から意見を受けた。(資料1)の意見書としてまとめ、9月7日中野区健康福祉審議会障害部会で暫定のものとして報告した。本来全体会の場で内容を確認の上報告すべきところだが、日程の都合上前後してしまい申し訳ない。本日意見をいただきそれに基づき修正を行った後、正式な意見書として再度、中野区健康福祉審議会障害部会に提出する。

(中村会長)

前回の全体会で中野区健康福祉審議会障害部会に提案する内容として意見を求め、6名から意見をいただいた。中野区健康福祉審議会障害部会は、次回が設定されていない。今日いただいた意見はメール等で共有され、全体会で障害部会から全体会に提案する形になる。

6名から上がった意見は各論も総論もすべて網羅する形で出しており、意見を足したり引いたりしていない。

(鶴丸委員)

配布資料5ページ(5)について、「重度の障害のある人が利用できるショートステイ先が少ない。」とあるが、重度の方だけでなくショートステイは少ないと感じる。この意見は重度の方を想定したものと思われるが、ショートステイをさらに充実させた方がよい。精神の方で休みたいという相談があったが、ショートステイでは実現できなかった。

(中村会長)

文章の表現を「重度障害のある人を含み利用できるショートステイ先が少ない」に変更することでいかがか。全体的に少ないことが伝わるような文章に書き換える。

本日意見が出ずに、後日意見があった場合は事務局にメールで投げることは可能か。

(辻本課長)

自立支援協議会から出された意見を踏まえ、障害部会としての意見を取りまとめている。それを全体会に報告する案はほぼ固まっているが、今いただいた意見は具体的な計画素案の段階で考慮する。自立支援協議会の意見として、まとめたいので事務局にメール等で送っていただきたい。

(西川係長)

全体の締め切りが10月の第1週になり、それまでに素案としてまとめそれを内部で確認していく作業が必要になるためあまり時間がない。今週中か来週月曜、火曜までには出していきたい。

(様式1)

(池田委員)

グループホームに入った際の移動支援の時間の問題のことも入れてほしい。自宅にいたときは40時間移動支援が出ていたが、グループホームに入った際20時間に減らされてしまい、大変なことになった。自治体によっては制限がないところもある。もともとあった40時間は維持してほしい。

(中村会長)

自宅で利用できた時間をグループホームに入っても維持してほしいという要望だが、新しい要望になってしまうが入れることは可能か。

(大場課長)

移動支援については自宅の場合40時間、グループホームの場合20時間とされているが、以前20時間の場合であっても相談に応じて対応したケースもある。移動支援については中野区健康福祉審議会障害部会でも在り方について課題が上がっている。今回の20時間と40時間の部分は今回の全体会の中では文面に入れることは難しい。しかし素案にどのような形で入れられるかどうかは検討したい。

(中村会長)

審議会の中では障害部会以外にも専門部会がある。全体を取りまとめていく中で調整が図られる。

(鈴木久委員)

全体計画に対する意見の中で、「人材確保と人材育成」の文言をどこかに入れてほしい。

コロナ禍以降の地域のあり方についてどこかで触れなくてはいけないのではないかと思う。障害者施策等は全体的にコロナの前に戻ろうとしているのか、コロナが過ぎた後どのような地域を作っていくかを考えている。コロナ禍後に向けて地域のあり方について検討していくことがあってもよいのではないかと思う。

(中村会長)

意見書として提出するため1か月前から取り組んできており、事前に出していただけたらできるだけ反映できたと思う。

(辻本課長)

人材育成・人材確保については障害部会でも議論があり、障害部会の報告書の中にも載せられている。コロナ後の社会の在り方についても載せられている。

(中村会長)

自立支援協議会からの意見として漏れている部分もあると思う。障害部会の報告書で触れられていると報告があったので、全体会に提出した際の文章を改めて確認していただきたい。

全体会からは私と上西委員、松田委員も参加しているので確認しながら、その都度、意見を出していきたいと思う。

(松田部会長)

配布資料6ページ(2)放課後等デイサービスの事業者の部分で、ニーズに対して枠が足りないがあるが、放課後等デイサービスの利用対象期間が終わった後の行き場がないことも問題になっている。相談支援部会の中でも話されており、よく出るのが知的障害者に対して地域活動支援センターのようなものがあると良いのではという意見。それを踏まえ見ると、(1)の部分で「日中活動や就労

(様式1)

支援サービスなど18歳以上の成長後の施策として扱われる」とあるが日中活動はそれを含めて書いてあるのかが知りたい。

(中村会長)

「日中活動や就労支援サービスなど18歳以上の成長後の施策として扱われる」とあるが、幼少期の支援と成長後の支援に分かれており、途中の教育の部分について分野を連携しながら教育の充実を図れないかという意図で書かれている。放課後等デイサービスはニーズに対して事業所が足りないという問題について、他の支援策として区内に学童クラブ等があるので拡大して利用できるような方法をとれないかと思う。学校を卒業した後の居場所がないことは課題であると思うので追加して書くことは可能か。

(大場課長)

小学生までは学童クラブや放課後等デイサービスがあるが、中学生になってからは放課後等デイサービスのみになってしまう。放課後等デイサービスのニーズも満たせていない状況があるのでしたら良いのか。中学生以降の放課後の居場所は課題としてある。障害児福祉計画の中で何かしらの形で載せたいと話が上がっている。合わせて18歳を過ぎてからの日中活動支援や終わった後の居場所は、自立や就労支援のためであるのでそこをどうしていくかが課題になっている。

ライフステージに応じて放課後等デイサービス等、夕方の居場所は必要になってくる。計画や素案の中でそれぞれのライフステージに応じて課題がありどの世代にとっても居場所は必要である、という認識で取り組んでいると表現をする。

(中村会長)

9月7日の障害部会の中でも意見が出され、ライフステージの全体で居場所を提供していく。

(辻本課長)

次期の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画について、健康福祉審議会で地域福祉計画や個別計画等を一体のものとして、来年3月に中野区健康福祉総合推進計画として発表する予定。10月下旬には各計画素案をまとめ、委員会に報告する。自立支援協議会においても、次回11月15日の全体会にて素案を報告する。中野区健康福祉総合推進計画の他にデータヘルズ計画の説明を行う予定。

これらとは別に、中野区実施計画を中野区基本計画の後半3年間の計画として作っている。前回計画を作った際に意見をいただいたが、今回の実施計画の作成においても意見をいただきたい。10月11日以降に素案を報告するため意見をいただきたい。締め切りは10月下旬を予定しており、短い期間であるが検討をお願いしたい。

(中村会長)

中野区は丁寧に進められていると思う。自立支援協議会の当事者の方が意見を主体的に出している会議は貴重な時間である。

(2) 部会等報告

①相談支援機関会議

(鳥居係長)

6月28日に会議開催、総件数は15件。主たる話題として、1つ目はADHDの方で専門学校の先生に不信感を抱き不登校になったケース。このケースは将来のことを考え、本人が直接交渉するよう促した。他に区内で最近開設されたギャンブル依存症の方の生活訓練を行う施設のケース。相談を受ける事業所として本人への虐待通報の説明のあり方のケース等を協議した。

(様式1)

7月26日に会議開催、総件数は13件。主たる話題としては、精神障害の母親と引きこもりの息子のケースが2件。病院とトラブルを起こし、骨折の通院が困難となり蜂窩織炎も悪化してしまったケース。就職のために他県から転入してくる身体障害者の方で、情報が少ないため今後の支援の組み立てが難しいケース等があった。

(中村会長)

相談支援機関会議の主たる話題を見ていて、相談支援関係機関は大丈夫かと思った。

例えば虐待通報について、「虐待が疑わしいことがあれば通報するということを説明はしていない。」とあるが、虐待に関しては疑わしいことがあれば通報しなければならないことは義務であり、それが説明されていないことに驚いた。また強制退院についてSNSで病院の品位を貶めたとしても、病院を追い出すこと自体がどうなのか。非常に深刻な問題をたくさん抱えていると思う。

皆さんで主たる話題のところを読み、ここは改善していけるなど連携が取れないかと思う。つながっていないことに危機感を感じた。

10ページのリワーク目的の就労移行について、「就労移行の相談が最近多い。申請にあたり主治医からの診断書が必要か。」とあるが手帳がなければ必要である。障害者総合支援法であれば当たり前の話が会議の場に出ていることが疑問。計画相談が手を放してしまうことについての部分でたくさん意見が出ているが、本来あってはならないことが実際に起こっていることをきちんと報告している。

相談支援のあり方自体が心配になったのが正直な気持ち。厳しい言い方をして申し訳ないがそう思った。できることなら、自立支援協議会で相談支援機関会議の中の個別ケアの情報を集め、その課題だけに絞った協議会を持つこともあって良いのではないかと思うくらい深刻な状況とを感じる。

(上西委員)

中部すこやかの中で問題になっていることを詳しく聞くことがあった。8ページのギャンブル依存の自立訓練のケースについて、元々、ギャンブル依存の方を障害福祉サービスに乗る前から支援していたものを、中野でグループホームのようなものを作ると聞いた。利用者が南部すこやかや中部すこやかに何名かいる。その方に対して受給者証をどのように発行するか、新規申請に値するか等その後の支援について問題になっている。通う場所は新宿にあり、住まいは中野にある。これまで、前例のないケースが突然入ってきて支援をどのように組み立てたら良いか考えているところである。支援者もギャンブル依存の経験がある。グループホームは支援者がしっかりしていても日常生活を送るのは至難の業だが、このようなケースが年々増えてきている。

他に地方ですっと通院していたが突然、親から今度そちらに行くことになったのでよろしくと電話があっただけでその後の支援を依頼されるケースがあった。相談支援の役割が非常に増えている。親の高齢化問題も出てきている。

相談支援体制が中野区で連携を取れば良いと思う。社会問題があまりにも多すぎて解決に至らないケースがたくさんある。それがどんどん山積みになっていることが現在の状況ではないかと思う。すべてが困難ケースだと思っている。

他区から来た相談支援専門員から相談支援体制の整備について意見をもらうことがある。問題がたくさん起きていて実感している。今でも大変だがそれ以上の問題がたくさん出ていて、解決のめどが立たないものがある。1件2件でも解決の糸口ができるとその先例に従って次に行けたりするが、解決できないままたくさん問題が起こるため、心配している。

(中村会長)

1つ1つが深刻であり、深刻なだけに重要だと思う。特に相談支援は入口の部分であり受けてから難しい、困難で終わってしまわないようにしたい。相談支援の事業者だけで解決できるわけではないので、地域の社会資源でそれを受けていくことに繋げていかななくてはならない。どこかで議論して

(様式1)

いく時間が必要であると思う。自立支援協議会だけで解決できないことの方が多いかもしれないが、糸口を見出していきたい。

②相談支援部会

(松田部会長)

6月と7月に行われた会議の報告が資料に載っている。今日を含め8月と9月にも会議が行われている。一貫して相談支援の体制の在り方について話されている。繋がるべき人が繋がるべきところにちゃんと繋がっているかを見ていきたい。相談支援のあるべき形と中野区の相談支援体制の実態がどうなっているか。これらを考えるときに相談支援側から考えるのではなくて、利用者の方のニーズに答えられているのかを、利用者の意見や満足度等から考えた方が良いのではという意見があった。

情報を共有しよう取り組みも行っている。すこやかで扱っている中野区医療介護情報連携システム「なかのメディ・ケアネット」の紹介等をした。同時並行で児童相談も行っている。今年行っているのが放課後等デイサービス等の事業所一覧を作ること。大体が出来上がっており現在校正段階に入っている。来月には出来上がる。今年度は予算0で作っているが、来年度以降継続したいと思っており印刷費をどうするかが課題になっている。

今様々なことが話し合われており、様々な課題が出ている。今年度かけて相談支援の在り方について、現在の課題等をあげたいと思う。

(中村会長)

相談支援部会でもそれぞれの事業所の役割が整理できておらず、つながるサービスの入り口をどう整理していこうか苦労していると思う。

10年前に前任から引き継いだ時から、相談支援については皆さん苦労していてどの相談をどこでするのか、どこにつなげていけばよいのか等が毎年のように上がってきている。整理が必要であると思う。自分たちはここまでしかやらない等の制限があるとすると、一緒になって協議しながら利用者がたらい回しにならないような体制を作っていくことが大事。大変な事業だが最も入り口の大切な事業だと思う。

③地域生活支援部会報告

(鶴丸委員)

7月8月に開催。7月は近況報告と、成年後見制度が今後変わってくる前に今の成年後見制度がどのようなものかあらかじめ知っておくため勉強会を行った。

通常の成年後見制度と法人の成年後見制度はどのような違いがあるのか、費用はどれぐらいかかるのか等具体的な質問も多く出た。

8月は事例検討を行い、デューン高円寺のアルコール依存の方のケースを話し合った。アルコール依存はかなり大変なケースの方が多く、このケースも訪問看護のデューン高円寺だけが何とか繋がっているという状況。一番困っているのは何か聞いたところ、社会資源が少ないことをあげられた。アルコール依存の方が使える社会資源が圧倒的に少なく、その中で今すぐ使いたい社会資源は何か聞いたところ、住む場所としてグループホームが増えたらありがたいと言っていた。アルコール依存の方の計画をしたこともあるが、人とつながることや人を信用することが上手くない方であると思う。さらに社会資源の選択肢が少ない中で選べない状況が出てきてしまうこともあり、アルコール依存を持ちながら地域生活を送ることの困難さを感じた。

各回で近況報告をしているが、コロナの感染が広がっている。職員が雇ってしまうと支援体制を維持することが大変という意見があった。暑さも厳しく、値上げの影響から個人で冷房を買い替えることができない方が多く、何とか夏を乗り切っていく状況は変わらない。

(様式1)

(関口部会長)

成年後見制度について、民法改正で煮詰まってきたおり大きく2つの議論にまとまりつつある。いずれも修正型の補助類型を活用するが、修正型の補助類型をメインにして取り消し権を活用しているという案が1つ。もう1つは、障害にまつわる悪質かつ高額な取引は暴利行為であり、公序良俗に反する契約なので無効にする。財産を守るための制度であり相手方がとんでもない契約を障害に乗じて押し付けてきたときには、暴利行為であるとして契約は無効であるという形で解決しようとする案。障害にまつわる公序良俗に反した取引や契約は無効であるとしてすることで、取消権は補助人が代理決定するが、一般的な公序良俗に反する取引は無効として解決する案。

障害者基本法と障害者差別解消法を改正しようと、たたき台を作り議論が始まっており、障害者権利条約に基づいて改正しているというところ。

④就労支援部会報告

鈴木部会長が欠席。11月に今月分も合わせて報告。

⑤障害者差別解消部会報告

(高橋部会長)

9月7日に開催。関東バスの方が2名来られ意見交換ができたが、まだ議事録ができておらず11月にまた改めて報告する。関東バスの方が来られ、普段感じていることを率直に伝える中で明らかになったことや妥協せざるを得ないことなど様々あった。

(中村会長)

障害分野ではない公共機関や企業と交流を持つことで障害を知ってもらうことができる。

⑥施設系事業者連絡会報告

(村上委員)

8月に開催。近況報告を含め、利用者の高齢化に伴う課題とその対応について意見を聞いた。地域生活をしている通所施設から上がってくる課題と、入所施設から上がってくる課題には差があった。本人の高齢化だけでなく、同居家族や親の高齢化から来る課題も上がっている。地域に生活している本人の課題として、高齢重度化による本人の支援度が高まってくることが挙げられる。移動の場面での転倒リスクが上昇し寝たきりになってしまうケースや、食事場面の摂食嚥下の問題もある。本来ならば食形態変更等が必要になる場合でも、通所系の施設を使っていると、家では食べられるからと施設でも食べさせてくださいと言われてしまうことがある。むせが多かったり窒息につながるリスクが高まったりしてしまう。

地域で生活していく中で移動のリスクが高まってくるとヘルパーを使う等居宅系のサービスの利用も増えてきている。それが十分に確保できないと地域生活の継続が困難であるという状況も見られている。

入所系の施設ではさらに支援度が増加するため、医療的なケアの問題や施設の中での介護の問題につながって来たりする。看取りの問題も課題に上がってきている。

通所入所それぞれで共通する課題として、親の高齢化による問題もある。家族の支援力が低下して地域生活が難しくなるケースや、家族の認知面の問題から手続きが滞ってしまうケース、通院が難しくなっているケース、自宅での本人の服薬管理が滞ってしまうケース等がある。ヘルパー等サービスが必要になっていても、家族にも支援が必要になり様々な部分が滞ってしまう状況がみられている。

(様式1)

通所系の施設からのケースでは、電車の中で痴漢行為を繰り返してしまう方への支援方法の検討を行った。これまでに何度も警察沙汰になり入院治療も行っているが完全に解決に至らず繰り返されてしまっている。それぞれの施設からの意見交換があった。

施設系事業所連絡会の関係施設の中では事業所間交流研修を実施している。それぞれの施設から希望する施設への職員の派遣受け入れを進めている。今年度は高齢化を中心に研修会を行いたいと考えている。高齢化分野の専門の先生を呼び、地域生活を継続するために必要なサービスの利用や、この方法でケースを乗り切った等の事例の検討や報告ができるような場を設けたいと思っている。

(中村会長)

深刻な問題が意見交換されている。東京コロニーでもそのような状況がある。様々な報告を聞くと高齢化、重度化は施設の中では深刻化していっていると思わざるを得ない。これからはますます人権を重視した活動を伴わなくてはならない。支援の在り方についても改革していく必要があると改めて思っている。

(鈴木久委員)

8050問題が以前から言われているが、通所施設の中では深刻であると思う。施設同士でのケース検討や課題への対応策の情報共有をしていくことや、介護保険の分野や総合的な地域での相談体制が重要で、ネットワークをどのように作っていくのが重要と思う。

通所施設ではコロナ以前はこの時期にお祭り等があり、地域の方を巻き込みながら施設を理解してもらっていた。今は中野区の施設でお祭りのポスターを見ることがなく、3年行われていないとなると地域の中の施設の在り方について、どう考えていけばよいのか。ますます地域から施設が孤立してしまう、理解を得られなくなってしまうという事態が起きてしまうのではないかと危惧がある。施設は地域の中にあってこそだと思っている。コロナ後の通所施設と地域の在り方についてこれからも議論を深めていってほしい。

(中村会長)

障害者権利条約の総括所見でも閉鎖的な施設に関しては、教育・住まい・就労含めて開放していくべきと示されている。これは国際基準になりつつあり閉鎖的な部分を開放していき、地域の一員になっていく。地域に支えられるだけの関係ではなく、障害のある人が地域を支えるという関係作りが大事だと思う。施設だけでなくそれ以外にも支援しているところがあるので、ともに当事者の立場に立ち地域に貢献できるかを考えながら関係を作っていきたい。

○その他の報告

(宮澤委員)

中野区手をつなぐ親の会講演会

「障害のある子と親亡き後」

講師に渡部伸氏、世田谷区の手をつなぐ親の会の方。

11月14日火曜日10時～11時50分、スマイルなかの2階中野芸能小劇場

定員100人弱、事前申し込みが必要。

(山下委員)

中野区重症心身障害児(者)を守る会、社会福祉法人中野区社会福祉協議会の共催により実施

「障害のある方のための成年後見制度」～重症心身障害児者を中心に～

重症心身障害児者を中心とした成年後見制度について渡部伸氏に伺いたいと思っている。

事前申し込みが必要。会場40名、オンライン同時開催。

会場参加費100円、オンライン参加費無料

(様式1)

(中村会長)

中野区障害者地域自立支援センターつむぎ主催
「高次脳機能障害の基礎理解と家族支援」
参加費無料。定員80名。
中野区産業振興センター3階大会議室。

(関口部会長)

成年後見制度について、議員と市民が学習する会を行う。日取りは決まっていないが、ハイブリッドで学習会を開催する予定。ややこしい法理論の話になるが、ちゃんと知っておかないとまずいと思う。

(中村会長)

詳細が決まったら事務局に連絡をいただいて、事務局から皆さんにメール等で周知する。
成年後見制度は制度そのものに課題があり、使いやすいかと言われると心配もある制度であるので学習は大事。
本日は、以上で終了する。

(14:55終了)

備

考

次回日程：令和5年11月15日(水)午後1時30分～
場所：桃園区民活動センター